

ぼくも  
わたしも

学校へ行きたい  
友だちがほしい



パンフNO. 1

愛知県障害児の不就学をなくす会



どんなに苦しくとも

生きることは

すばらしい

新堂 広志

「常臥の歌」より



# も く じ

はじめに .....	2
学校へ行きたい、友だちがほしい .....	4
<b>1. 小学校にも入れない子が愛知に1,000人以上 .....</b>	<b>6</b>
あまりにも少ない障害児のための学校、学級 .....	6
<b>2. この子らのねがいを!! .....</b>	<b>8</b>
すべての子どもは「ヒト」から「人間」へとかぎりなく発達していく .....	8
(1) 「よみ・かき」だけが教育ではない!! — 集団のなかであそび、 学習をとおして発達していく子どもたち — .....	8
(2) メソメソA子ちゃんが、みんなの力で養護学校へ入った!! .....	8
(3) ガンバレB君!! — 通園施設にも幼児保育制度を — .....	9
(4) パパ、ネンネイヤ!! お勉強しよう!! .....	10
(5) 発達の芽をふく機会もなかった仲間たち — 「ゆたか作業所」の不就学障害者 — .....	10
(6) たった1年で退学を求められて .....	11
<b>3. 『能力・適性に応じて』というけれど .....</b>	<b>12</b>
(1) テスト、テストにおいまくられて .....	12
(2) どこまで追い落とせば気がすむのか!! .....	13
(3) みつめよう!! 大愛知の教育実態!! .....	14
(4) 天井しらずの物価高の中で、はてしのない医者がよい!! — むしばまれる家族の生活 — .....	14
(5) 外国のマネではなく、ほんとうに学んでほしい!! .....	15
<b>4. だれでも入れる養護学校がほしい .....</b>	<b>16</b>
(1) 教育しないにおいて、「教育不可能」といえるのか!! .....	16
(2) 新しい平和日本の誕生 — すべての子どもに、ひとしく教育を受ける権利を保障 — ...	17
(3) 権利に猶予も免除もありえない .....	18
(4) 1年おくれれば1年、半年おくれれば半年、子どもの発達は阻害される!! .....	18
(5) 学校が子どもをえらぶのではなく、子どもにあった学校!! .....	18







これが福祉国家の教育、教育の機会均等をとく民主教育なのかと激しい怒りを感じるのは私だけではないはずです。

いままでも心ならずも家に放置され、発達の可能性の芽をつまっていた子どもが、養護学校の新設その他により学校に行くことができ、いままでも不十分だった歩行・食事・排泄等の基礎的技術が一通り可能になり、勉強・作業・人間関係の面でも飛躍的な発達を示しています。このことは実践的にも明らかにされています。それが、国・地方自治体の熱意不足（国の養護学校設置を義務づけていないこともその一因）から多くの障害児が学校にいかず放置されていることは人道上許されないだけでなく、民主教育の原則にも反しています。また、このような障害児（とくに重症者）の無権利状況、差別状況は決して障害児教育だけではありません。実は一般の子どもの場合にも大なり小なりあることです（この点は今回はふれませんが）。したがって障害児教育の問題を解決することは、日本の民主教育を確立することにかかわる重要な問題だと言えます。

私も「愛知県・障害児の不就学をなくす会」は、障害児をもつ五人の親が呼びかけ人となり、愛知県から一人の不就学児をもなくしていくことを目的として、この三月十九日、会を結成しました。以来、今日まで、「不就学をなくし、すべての子どもの発達がひとしく保障されるよう、その教育をうけるための条件を早急に整備されるよう」と、まずは請願署名活動を中心としてとりくんでまいりました。

資金はなく、事務局も弱体と、まだまだこの課題の重さにこたえきれない側面も残しています。

けれども、ここにつくられたパンフ、この運動のなかでみんなの知識をよせあつめ討論をとおしてつくられたこのパンフを武器に、いっそう多くの県民に、障害児の不就学問題を訴えていくなら、そして親、障害者、施設職員、教師、研究者の“きずな”を太とらせて強めていくなら、かならずや、この大愛知から不就学の子どもが一人もいなくなる時代が、来ると思います。またそうしなければいけないと思います。

みなさん、このパンフをただ読まれるだけでなく、このパンフをおおいに利用して下さって、障害児の不就学問題を一人でも多くの県民に訴えてくだされば、幸いです。



## 学校へ行きたい、友だちがほしい

十二月の寒い朝に、洋一は生れた。親の期待と家族の祝福を一身にうけて：

ミルクの飲み方も弱く、カゼを引きやすい洋一。私にとってははじめての子だったこともあり、体質だろうとしか思っていないなかつたウカツな私。

カゼをひいたと医者へ、下痢をしたと医者へ、もっと子どもにあったクスリはないものかと医者へ：：それは医者通いの連続でした。しかしいつまでたっても、洋一は歩きはじめず、コトバもできませんでした。

やっと、大学病院へ行ってみてもらったときには、もう三才をすぎていました。いろいろな検査をやったの結果が、「精神薄弱」とは：：両の眼から、どっと吹き出す涙をどうすることもできませんでした。

〃現代の医学では、どうにもならぬ障害児〃と云われたときのショック：：。

どうやって、家にたどりついたのか、洋一をほんとうに私がつれて帰ったのかさえ、おぼえていません。かわいそうなこの子〃こんな十字架をせおって生きるより、私と死のう〃と、何度思ったことか：：。相変らず、病気がちな洋一に、このまま死んだ方がしあわせではないかと思ひ、洋一の首に手をかけたこともあります。

子どもの生命のことばかり気にかけているうちに、いつか就学期がせまっていました。生れてからこの方、洋一と私は死と背中あわせの生活をしてきただけだったように今にして思います。

入学の通知がきたが、もっと体が丈夫になってから：：と、かるい気持で「就学猶予」の手続き



をとりました。近所の子どもたちがみんな学校へ行っているのに、私と洋一は毎日家にいたのです。登校時の近所の子の話し声があるとつらかったのを、おぼえています。そうこうしている中に月日は流れ体の方も丈夫になり、少しづつ体力もついてきたので、買物や散歩がてら公園へつれていくことにしました。

ある日、洋一がいない。私はあわてて、狭い家の中をさがしました。ところがどうでしょう。洋一は、玄関のところにもちよこんと立っていたのです。私の顔をみて「オンモに出たい」と訴えている洋一。このときほど、私は洋一の人間らしさを感じたことはありません。生れてこのかた：それはまぎれもなく「人間の表情」でした。洋一がほんとうに私の子だと思ったのです。それからというもの、公園へ散歩に行くのが洋一と私の日課となりました。

洋一は人を見るとよろこびます。すぐそばによっていきます。しかし、遊び方もふるまい方も知らない洋一。おとなの人は気持ちわるがり、子どもたちからは相手にされない洋一。親の手で、この子の発達を指導しきれるものではないと、しみじみ思いました。

特殊学級に入れないものか、と洋一をつれて相談に行きその学級をみてこれが特殊学級かとびっくりしました。みんな算数やむずかしい国語の勉強をしています。これではとても、洋一には無理でみんなについていけません。それから養護学校や通園施設などをめぐりあるきました。児童相談所にもいきました。しかし、洋一には入れるところはありませんでした。「動く重症児だから」と。学校にも行けず、友だちもいません。今日も家である洋一。最近はどうとなくハツラツとしたものが消えてゆき、症状も重くなってきたようにさえ思える洋一。それについても「友だちさえいれば：」「専門の先生さえいれば：」と思わずにはいられません。

先日のテレビで「子どもは友だちとの遊びの中でこそ発達する」というのをききました。私は、それを見ながら、つくづく「就学猶予願」をかいってしまったのを後悔したのです。ほんとうに、洋一に申し訳けないことをしたと思います。洋一から友だちを、教育をうばい、親だけで努力するのではなく、もっと何かしなければならぬことがあるような気がしはじめたのです。



# 一、学校にも入れない子が、

## 愛知に一〇〇〇人以上

——あまりにも少ない障害児のための学校・学級——

義務教育就学率九十九・九パーセントをほこる教育大国日本。しかしそのかげには、この就学猶予・免除によって小学校にも行けない子どもがひじょうにたくさんいます。

昭和四十六年度の愛知県の発表では、不就学児が一〇九八名おり、そのうちの九九・四パーセントが障害をもつ子どもたちです。

実際には、この三倍とも、六倍ともいわれていますが、その実態調査がなされていないのでわかりません。

### 不就学児童生徒数

(昭和45年度文部省統計)

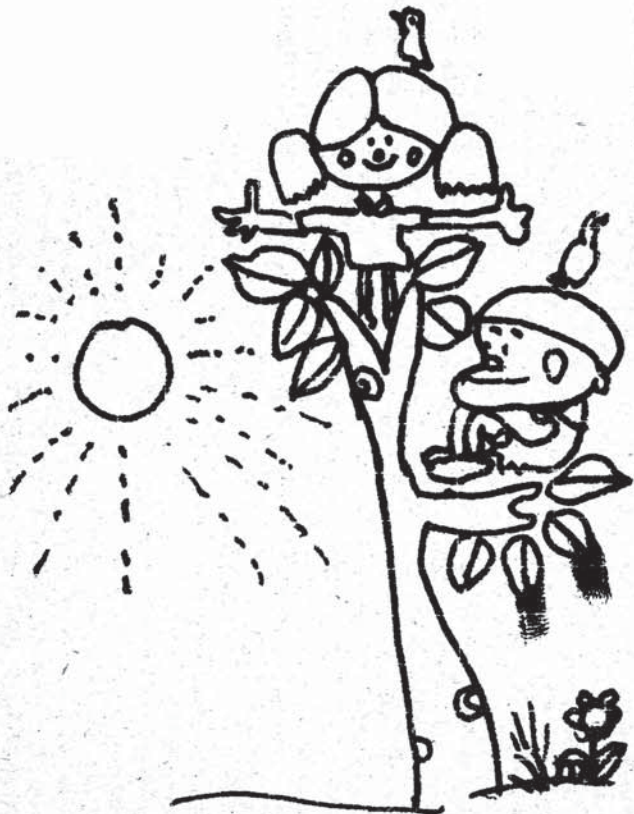
東	京	2,219
北	海	1,174
愛	知	1,098
神	奈	917
兵	庫	853
大	阪	805
埼	玉	740

あまりにも障害児のための学校や学級がすくなくすぎるのです。これが教育愛知の実態です。こうしたなかで、愛知の障害児をもつ

親たちは、どんなところにおいこまれているでしょうか。

ちえおくれや個性小児マヒなどを「理由」に何年も就学猶予願を出させられる親たちがいます。コロニーや施設に入るときに、就学免除願を出させられる親たちがいます。こうした親たちは、この子どもの教育はどうなるのだろうかとても心配しています。どんなに重い障害をもつ子どもなんか教育を受けさせてやりたいとつよくねがい、また学校に行ければ、いまよりもっとよい子に育つのではないかと、心から期待しています。これがまともな親心というものではないでしょうか。

文部省や愛知県でも、やっと心身障害児の実態調査をするといつて、昭和四十七年度予算にくんでいますが、その額はあまりにも少なすぎます。





あまりにも少ない

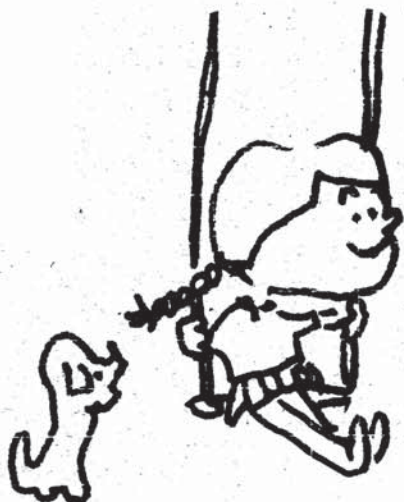
## 障害児のための学校・学級

### 1. 養護学校の不足（文部省資料による）

	対象児の範囲と 出現率	全 国		愛 知 県	
		46年現在	不足数	46年現在	不足数
ちえおくれ	IQ20～49 0.195% (IQ20以下 は訪門指導が 対象)	117校 8487人	149校 23443人	3校 362人	9校 1430人
肢体不自由	行動困難者 0.119% (行動不可能又は困 難な者0.225%は 訪門指導)	102校 12668人	46校 6822人	2校 583人	3校 515人
病弱・虚弱	病弱者 0.057% (病弱者0.023%は 訪門指導)	42校 2370人	48校 6960人	1校 76人	3校 450人
計		261校 23525人	243校 37225人	6校 1021人	15校 2395人

〔註〕訪門指導対象の学童は0.161%で26,370名にのぼる（全国で）。

### 2. 愛知県のちえおくれ特殊学級の不足



地区	小 学 校		中 学 校	
	設置数	不足数	設置数	不足数
名古屋	46	159	43	80
尾張	54	109	43	56
西三河	43	45	26	28

昭和46年度愛知県特殊教育資料より  
（弱視、難聴および言語障害特殊  
学級などは1～2学級しかありません。）



## 二、この子らのねがいを！

——すべての子どもは「ヒト」から

「人間」へと、ともに発達する——

子どもたちは、障害があるとなにかかわらず、かぎりなく豊かな「ねがい」を持っています。

おんもに出たい、歩きたい、お日さまが見たい、美しい空気をいっぱい吸いたい、お友だちと遊びたい、お話がしたい、笑いたい、泣きたい、力いっぱい歌いたい……と。

このように、人間としてのねがいが、かぎりなくひろがっています。発達とは、とりもなおさず、これら人間としてのねがいを糸口にしてはじまり、かぎりなくその子どものさまざまな能力がゆたかに切り開かれていくことなのです。

### (1) 『よみ・かき』だけが教育ではない!!

—— 集団のなかであそび・学習をとおして

発達していく子どもたち——

「よみ」「かき」「さん」ができることだけを発達と考える、これはまちがいです。この考えで教育すると、子どもを閉じこめたりたたいたり、競争させたりしてしまい、その結果子どもたちのかぎ

りないゆたかなねがいをつみとる結果になってしまいます。

そんななかで障害児は、「能力がないから」「特殊だから」ということで追いつけられ、切り捨てごめん！いつも教育をうける権利をうばわれてきたのでした。

しかし、「集団のなかで子どもたちが発達している」という事実、この事実をわたくしたちは深くみつめねばならないと思います。

### (2) メソメソA子ちゃんが養護学校に入った!!

ある保母さんの集会でひとつの実践例が出されました。それは、六才になる脳性マヒの女の子、A子ちゃんと言います。A子ちゃんはまだ歩行車にかまらなければ歩けません。そして、おかあさんから離れるとメソメソして何も手がつかない状態でした。だから、施設では集団生活が難しいという事で、入所ができなかったのです。

そこで、その施設の保母さんたちは、話し合いました。こうした子どもは、まだまだほかにもある、施設の中の子どもの世話をするだけでは問題は解決しない……と。

そこで、施設内で通園保育を提唱し、毎週一回でもよい、という親のねがいから実行に踏みきったのです。A子ちゃんと同じような子が五人も集まって来ました。子どもたちは毎週、その日が待ち遠しくてしかたがないと、おかあさんたちは言っています。欠席する子はひとりもいません。



A子ちゃんも、二回、三回と保育に参加するうちに、親から離れてみんなと遊ぶようになりました。この子たちにとっては、毎週保育時間の一つ一つが、心がかがやかせるような新しい経験でした。やがて施設の中で話しあいがなされ、この子ならもうそろそろよいだろうと入所が決まりました。五人の集団から、今度は百人の集団のなかへ、しかも、親から離れた生活が……。それで、入所を主張した保母さんたちも、不安は隠しきれません。けれども十ヶ月もたつと、施設の生活の中で皆と少しずつ遊ぶようになりました。そして、四月には養護学校に入学。あのメソメソA子ちゃんが元気に通っているのと保母さんたちは顔でうなずきあっています。

今も時々、おかあさんを思い出して泣くこともあります。しかし最近では、名前も書けないA子ちゃんのために、自習時間になると同室の子を誘って勉強しようと、自習室に来るようになっていきます。このように、子どもの発達は、集団を通じてかぎりなく開かれていきます。

もう一つ大切な事は、A子ちゃんの発達が保母さんたちに、勇気と自信をもたせたことです。そして保母さんたちは、養護学校の先生との協力を進めていく必要がでてきています。

こどもの発達は、こどもの集団だけでなく、親、教師、施設の職員、研究者、医師など、子どもたちをとりまくすべての人々のあたたかいつながりを通じてはじめてかぎりなく広く、深くなっていくのです。

### (3) ガンバレB君!!

—— 通園施設にも幼児保育制度を ——

いまの通園施設はおもに学令期の子どもを対象としています。そのため幼児期の子どもたちには、通園施設も「せまき門」です。

名古屋市に住む五才になるダウン症のB君はこの四月から週二回午前中だけ、公立の通園施設に通えることになりました。

お母さんにつれられて施設につくと、B君はとてもよろこびます。それは友だちがいるからです。それで、お母さんとしては、子どもを集団のなかでそだてたいとねがっています。

けれども、保育園や幼稚園に入れてもらえません。とても困っています。B君にかかりきりになっているのでは、下の子どものことばかりでなくほんとうになにもできないのです。B君の将来にそなえて貯金するために働きたいのに面倒をみてくれるところがないので働けません。

現在の週二日だけの通園が毎日になればもっと成長するの





ではないか、そのためには、やはり障害幼児保育が制度として保障されなければだめだと話しておられます。

[4] パパ ネンネ イヤ!!

お勉強しようよ!!

在宅のまま放置されつづけてきた子どもたちがたくさんいます。そのひとり、名古屋市に住む、肢体不自由のCちゃん(12才)。

お話の本を読んでもらったり、つみきのあいいうえおをつんで、好きなものをならべて、あてっこするのが大好きです。みかんなど食物をならべて数をかぞえたり、たし算、ひき算をするのをお父さんにならっています。このごろ二十ぐらゐまでかぞえられるようになりました。お母さんはCちゃんを筋肉をほぐすために時々マッサージをしてやっています。しかしお母さんは家庭の仕事があるし、お兄さんは高校に行っていて自分の勉強で精一杯。とてもCちゃんの面倒ばかりがみてやるわけにもいきません。お父さんが家に帰ってくると、まちかまえていたように「ホン、ホン」といって、勉強遊びをCちゃんは、要求します。お父さんは、本をよんでやっているうちに疲れてねむってしまふと、「いやーいやー」と注意するので、気づいておきることもあります。

今まで一言か二言いうだけだったのが、「ゆたか日曜学校」へ本をもって行くようになって、絵本についている、七〜八行の説明の文を自分で読めるようになりました。こんなにも変わっているのに：

と、お父さんたちはCちゃんの教育を切実にねがっています。

[5] 発達の芽をふく機会もなかった仲間たち!!

——「ゆたか作業所」の不就学障害者——

名古屋市南区にある精神薄弱者授産施設ゆたか作業所には、約二十名の障害者が働いています。このうち四人は小学校の教室に座ることもできなかった不就学者です。所長の鈴木さんは、「この仲間たちは、集団の中に入ってきてすばらしい芽をもちはじめている。もっと早い学令期の頃から、教育を受けておれば、もっと伸びたのではないか。」を話しておられます。

この四人の仲間たちは、学校へ行ってもしかたがない。とても、社会で働けるものではないと言われながら成人してしまいました。

しかし、そうではないことが、ゆたか作業所にくるようになって親の目にも、世間の人たちにもはつきりしてきました。彼らは労働する中で集団生活の楽しさをあじわい、勉強もしたい、しなげればいけないとほんとうに強く自覚してきました。現在、その勉強したいという希望に応えて、ゆたか日曜学校が開設され、大学生たちから勉強をならっています。普通の子どもと同じように「幼児の頃から集団のなかに入ってさえおれば、家庭生活でも、ゆたか作業所でも、もっとすばらしい力を発揮できたろう……」と、鈴木さんは心から強調されていました。



かつて在宅の不就学児だった四人の障害者は、学令期も学令期後も放置されていたために、人間として成長する芽を、発達の可能性をつみとられてしまってきたといえるのではないのでしょうか。

## 〔6〕 たった一年で、退学を求められて……

もう一人学令期に教育を受けられずに学令期がすぎてしまった障害者を紹介しましょう。

名古屋市に住む十七才になるD子さんは重度の脳性小児マヒのため、言葉が話せず、立つこともできなくて、食事、風呂、トイレなど身の回りのことは、すべてお母さんにやってもらいます。お母さんは、今まで習ったことを忘れないように、又せめて義務教育程度の力だけはつけてやりたいと、がんばっています。

もうすっかり大きくなったのでお母さんは介護が精一杯。根気がつかないと云われます。神経をすりへらし骨身をけずってD子さんを育てられています。

毎年、家庭訪問指導を希望していますが、四十六年度の申し込みについて、四十七年四月になっ



てようやくことわりの返事がきたということ。

実はD子さんは、小学校二年のときに第二青い鳥学園に入り、翌年は養護学校に「実験」的に入学したのです。しかし障害が重すぎる、訓練しても伸びないからということ、退園をしなければならぬというのが当時の考え方でした。そして、学園にいられない以上は、名古屋から岡崎の養護学校の方に通うこともできず、結局、「退学」となりました。

今は、お話や小説ののっているマンガの週刊誌や日刊誌を読んだり、テレビで面白い番組をみたりして勉強しています。かけ算や、わり算はかつては2ケタまでできたのですが、お母さんは忘れてしまっているのではないかと心配しています。

そこでおこづかいを月給制にし、算数の勉強をしています。たとえば、ノートや、チョコレート、アイスクリームを買ってきてもらったりします。すると、それぞれの定価をみて計算します。レストランへ食事をしに行けないので、えびフライをわりごでかってもらいます。こうして自分のおこづかいの収支をノートにつけていきます。文字は他の人がよめる字が書けます。お母さんをはじめ家族が教えることには、それぞれ仕事があるので限界があります。

せめて家庭訪問指導を希望しているのですが、学令期をすぎてしまっているのが教科書さえもだめだということ。

このように教育の機会をひどく障害児に与えるということは、まだまだ実現されていません。先生に勉強を習いたいというこの子



たちのねがいや親のねがいは一体いつかなえられるのでしょうか。

教育委員会は学令期を過ぎてしまった不就学の障害者にも教育の機会をひとしくあたえる道を、今こそ教育政策として発表し、半歩でも一歩でも前進面をみせてほしいとねがわざるをえません。

### 三、「能力・適性にに応じて」というけれど

どんなに障害が重くとも成長していくし、人間として発達するという事実がこんなにも明らかなのに、それを親も教師も保母も認めているのに、どうして「不就学」などというものがいまだにあるのでしょうか。

第三の教育改革と鳴り物入りで宣言されているものに、中央教育審議会の答申があります。その目玉商品のひとつに障害児の「特殊教育」があります。それは一応養護学校を義務設置するとはしながらも義務教育にすることは延期しようとしています。心身障害児のさまざまな状況に応じて教育形態の多様化をはかるなかで、能力・適性に応じて弾力的に取扱うというものです。これは一見もつともらしいよそおいをとりながら、実は子どもの発達をほんとうに保障しようとするのではなく、一貫したきびしい能力主義でつらぬかれています。

これは、子どもたちに、そして障害をもつ子どもになにをもたらしうのでしょうか。

#### (1) テスト テストにおいまくられて!!

能力主義教育の弊害が、一般のあらゆる学校ででていることはみなさんがご存じのとおりです。たとえば、名古屋市のある中学校では、ポスターほどもある大きな紙に、年間カリキュラムの表をびつしり印刷して、生徒一人ひとりに渡し、毎月テストをやっています。この学校の生徒は、学習に追われるだけでまったくゆとりがありません。

ある生徒は、

「小学校の時は、みんなとよく遊んだし、童話も好んで読んでいただけ、そんなひまは、ぜんぜんないです」と言っています。

また、ある生徒は

「ほくなんか、成績のいい子とは話もできないよ。だつて、問題にしてくれないもんな。」

と自嘲的に語っています。

ほかのある生徒は、ものすごい宿題とテストせめに耐えられなくなり、「特殊学級」のある学校へ転校することまで考えたということです。





〔2〕どこまで追い落とせば気がすむのか!!

こうなると、「特殊学校」や、「特殊学級」は、障害児だけでなく、能力主義教育の中で、け落された子どもたちまで入ることになります。事実、登校拒否、情緒障害児が増加していることは、能力主義教育が障害児をつくつていているという、ゆゆしい問題。

そして、障害児は、こうしたなかでますます差別されていきます。形式的に教育を押しつけられる一方、判別という名のもとにふるい分けられ能力主義の最底辺に追い落されてしまいます。

四半世紀にもわたつて、養護学校を都道府県に設置することを棚上げてきた政府……。

さらに、「高度経済成長政策」のもとで「特殊教育の振興」がさかんに言われながら、ふえつづけてきた「不就学」児

それには何の反省をせず、それどころか、「能力・適正に応じた教育」という美名のもとに、障害児は「障害の種類・程度に応じて」

の「人づくり政策」に利用しようとするたくらみ——そして重度重症児は下へ下へとどこまでも追い落されていきます。そして、

「少しでも教育を」とねがり親心を逆手にとつて、深い深い谷底にしずめられようとしている「重症」児。

つまり、「社会」にとつて役に立つ能力のある子どもには沢山の教育をあげます。しかし「社会」にとつて全く役に立たない、能力のない子どもには少しだけの教育を。あるいは教育放

棄

これが、60年代の「特殊教育の振興」で、進められてきた考え方ではないでしょうか。能力の程度によつて、教育や、労働や、生活などの権利の保障に序列がつけられてきたといえるのではないのでしょうか……。

表1 義務教育の不就学率は上昇している

(児童生徒数10万人につき)

昭和	小学校		中学校	
	男	女	男	女
25年	39	35	35	36
26	36	30	37	34
27	52	45	56	53
28	38	35	43	44
29	40	34	45	42
30	36	33	40	35
31	42	36	41	38
32	48	41	43	38
33	51	44	43	38
34	54	48	43	38
35	60	48	42	39
36	62	51	46	43
37	64	51	47	48
38	67	55	57	52
39	67	55	60	51
40	69	57	60	52
41	67	57	69	55

中教審編わが国の教育発展の分析評価と今後の検討課題

1969より





### (3) みつめよう!!

#### 大愛知の教育実態!!

最近、愛知県でも、在宅障害児のために訪問教師制度が実施されるようになりましたが、その中味はさまざまな問題をはらんでいます。

子どもたちは、集団の中で遊びや、学習を通して発達するという事実から考えると、週二回程程度の個人的な接触が、重度で学校へも行けない子どもに、どれだけの意味があると言えるのでしよう。当の訪問教師自身、

「何をやっていいかわからん」と言っています。

障害が重ければ重いほど、それだけゆきとどいた医療や福祉を含めた教育が必要です。とすれば、訪問教師制度を固定化しようとするのは、安あがりの教育政策以外のなものでもありません。しかも、この制度の恩恵に浴せない子すらあるのです。

また、今まで就学を猶予・免除されていた障害児の通園施設でも、今年の四月から訪問教師によつて教育が行なわれるようになっていますが、これも形式的に就学・猶予免除を解消したにすぎず、障害児教育の中味につい

“教育機会の拡充”とは

年 度	幼稚園 保育所	義務教育	高等学校	特殊教育
1960		99.8	60.2	8.6
1969	85.2	99.9	82.1	30.0

ては、おざなりと言わざるをえません。

一方では、能力主義教育で子どもたちを追いあげ、他方では、おざなりで無力な教育行政が、子どもたちの本当に人間としてのねがいを摘みとることが「能力・適性に応じた教育」……。

これは、発達を保障するのとは、まったく逆の方向です。そしてこれが、子どもたちだけでなく、教師からも教育権をうばい、教師の生甲斐を見失なわせ、障害児教育に打ちこめなくさせているのです。

昭和46年度の愛知県特殊教育資料によれば、愛知県における特殊教育対象児の就学率はわずか20.3%です。前年度の45年度の全国平均の就学率が30.0%です。こんなにも大愛知の教育は低い水準なのです。

### (4) 天井しらずの物価高の中で、

はてしのない医者がよい!!

—— むしばままれる家族の生活 ——

障害児をもつ家庭では、障害児ゆえの出費もかさみ、経済的な負担が、一般家庭よりも深刻です。母親は働きに出るわけにもいかないし、子どもが欲しくても安心して産めないといった状況にわかれています。

親が「納得のいく診断」にたどりつくまでに平均四、五ヶ所もまわり、なかには、一〇ヶ所以上の病院や相談機関などをまわつた人もいます。





す。

これは愛知における四才と七才の障害児をもつ母親39名の調査です。  
 (ちなみに障害児ゆえの家計出費は毎月一万元以上、  
 全家計費の一割以上にもなっています。)

これまでに使った  
医療関係の費用

1万円以内	1名
1万～10万円	5
10万～50万円	9
50万～100万円	4
100万円以上	5
回答なし	15
計	39名

『ちいさいなかま』  
1972年4月号

納得のいく診断の  
えられるまでにま  
わつた病院の数

病院や相 談所の 数	人 数
1	2
2	5
3	5
4	9
5	5
6	5
7	5
8	0
9	0
10	2
計	39

『ちいさいなかま』  
1972年4月号

(5) 外国のマネではなく、ほんとうに学んでほしい!!

日本の「精神薄弱児通園施設」は、イギリスのマネをして作つたと言われています。そのイギリスでは、一九七一年四月に「教育可能児と不可能児との間に明確な線を引くことはできない」と、教育法を改正し、すべての障害児に教育を保障することとし、その具体的措置を講じています。愛知でも今年度より「通園施設」に「訪問指導員」を派遣し、園児に「学籍」を与えることとなりました。しかし、六〇名収容の施設へ、定年退職の先生が週四日間いつて教材費もないところで何ほどのことができるのか。また、「学校安全会法」や「給食法」などから除外し、更に学籍がつけば憲法の「義務教育無償の原則」が適用されるはずなのに、相変わらず「措置費」を親から取つているというのは、一体全体どうなつてしまつているのでしょうか。どうせイギリスに見習うなら、もつとちやんと見習つたらどうでしょう。

GNP世界第三位をほこる経済大国だといふのなら、せめてブルガリアのような経済的には必ずしも進んでいない国でも行なつていくことぐらいはやつてほしい。ブルガリアでは、ろうあ者でも差別なく普通高校に入学でき、その教室に一人でもろうあ者がいると、「手話通訳者」がきちんと配置されています。これが、文部省や教育委員会のなすべきことであつて、「教材費検定」をしたり、教員の自主性をうばい「教育内容の統制」をしたりすることが、その責



務ではないはずで、学籍だけでなく、ちゃんと学べる条件を保障することが大切ではないでしょうか……。

子どもたちの発達を保障するためには、ともに学ぶ集団としての学校へ親たちが安心して子どもを送り出せるように、スクールバスや専門の介助員などを準備し、また医療施設を併置してもらわなければなりません。

更に、その学校で学んだことが十分に社会で生かされるように、就職を学校の担当教員だけにまかせるのではなくて、県や市町村の民生、労働関係など行政をあげてとりくみ、行政としてすべての障害者の労働権を保障する必要があります。どんなに学んでも、就職差別をうけるのでは、子どもの発達は半分しか保障されていないのですから……。

#### 四、だれでも入れる養護学校がほしい

一九六九年四月の衆議院文教委員会の席で、坂田文部大臣は、つぎのように言っています。

「私は、やはり心身障害の子どもたちというものは教育を受ける権利があるわけでございまして、われわれ行政をあずかる者といたしましては、できるだけそういう者をひろくとらえていく方向で進まなければならぬ、かように思うわけでございます。……しかしながら……そのすべてが全部教育できるかどうか、むしろその判

定といえますか、あるいは学問的な意味における限界をどこで定めるかというような問題について、日本においてはそういう客観的な尺度も一面においてははない。……。

#### (1) 教育しないでおいて『教育不可能』といえるのか!!

「学校」は子どもの発達ととりくみ、子どもの人格を形成するため働きかける場です。

「教育」によつてこそ子どもたちはかぎりなく発達していきます。ところが、文部大臣ともあろう人がこのことを全然わかつていないようです。「教育」の「限界」を「学問的」に「判定」し、「教育不可能の段階」(林部文部省特殊教育課長「精神薄弱者問題白書」一九六五年版)を考えると、発達の事実を知らない非科学的な教育観を改めようとはしていません。これでは、「教育」によつて子どもが発達し、更に進んだ「教育」が「可能」となるという真の学問的成果に目をつぶり、文部行政の教育条件整備の責務を「社会すなわち資本にとつて必要な能力開発だけに限定し、あとは教育から切り捨てるものだ」と言われてもしかたないでしょう。

事実、戦後四半世紀にもわたつて「学校教育法」第七十四条の「養護学校の設置義務」の施行期日は棚上げにされたままで「政令」は出されていません。その結果、どんなことになつてゐるか、次の表をみてほしい。

文部省のいう「教育可能な段階」の子どもたちさえも「特殊教育」



# 障害児教育の対象学童

(文部省、愛知県、名古屋市発表)

1970年5月現在

	出現率	推定人数			在学者数 (在学率)		
		全国	愛知県	名古屋市※	全国	愛知県	名古屋市※
視覚障害	0.09%	11,413名	563名	198	4,884名 (49.8%)	162名 (28.8%)	11
聴覚障害	0.11	15,693	774	278	10,979 (78.0%)	404 (52.2%)	13
精神薄弱	2.07	275,346	14,565	5,133	123,017 (41.7%)	3,635 (25.0%)	787
体不自由	0.18	25,682	1,266	446	10,647 (56.4%)	583 (41.3%)	
病弱・虚弱	0.49	69,913	3,449	1,215	5,809 (8.5%)	424 (12.3%)	33
言語障害	0.33	47,084	2,322	819	2,394 (4.9%)	19 (0.8%)	19
情緒障害	0.43	61,352	3,026	1,067	487 (0.8%)	46 (1.5%)	
計	3.69%	526,483名	25,915名	9,151	162,068名 (30.8%)	5,273名 (20.3%)	

(注) 名古屋市の数値はすべて愛知県の数値に含まれています。

但し、行政上は名古屋市は特別行政医域です。

からはずされ、更には小学校や中学校などの公教育からしめ出されてしまつていきます。

## (2) 新しい平和日本の誕生!!

すべての子どもに、ひとしく

教育をうける権利を保障

戦前の日本では、「兵役・納税・教育」が天皇帝国家にたいする臣民の三大義務だとされてきました。富国強兵の名のもとに国民は侵略戦争へとかかりたてられていきました。その折りに、障害者は国家のお荷物にならないことが、「聖戦遂行の消極道」とされ、「兵役」免除のかわりに「教育」も免除されてきました。そしてほんの一部の障害者だけが恩恵的に他の障害者に対しては「特権」的に学校に行かせてもらえたのでした。

戦後の日本は、軍国主義への深い反省、平和への強いねがいをこめて新憲法を制定して、全世界にむけて、新しい日本の誕生を高らかに宣言したのでした。

「日本国民は恒久の平和を念願し」「われらは、全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」……。

差別され酷使された戦前、戦中とは逆に、新憲法と教育基本法、児童福祉法はどんな障害をもととも「教育をうける権利」をうりばつてはならないことを、約束しています。



### (3) 権利に猶予も免除もありえない

「行政のしてきたことといつたら、親に就学免除願を書かせるだけですよ」

「猶予、免除の願い出をすべきなのは親ではなくて、行政当局ではないか」

このように、愛知の「不就学」児の親たちは、国や県の行政の怠慢に対して、怒りをこめて、訴えています。

長年にわたる文部省や教育委員会の教育条件整備の怠慢に対して「就学猶予、免除願」を出すことを拒否し、逆に「入学申請書」を出すなど、障害児の父母を中心に「いつまで放置しておくつもりか」という怒りをこめた行政責任の追求の運動が、全国各地でとりくまれてきています。

### (4) 一年おくれれば一年、半年おくれれば半年、

子どもたちの発達は阻害される!!

愛知でも、一九七一年二月の知事選挙で、「大資本本位の桑原県政のもとで、障害者の権利がいちじるしく侵害されてきた事実」が鋭く追求されました。それと前後して県教委は「四十七年四月に一宮に養護学校を設置する」と発表しています。ところが、その知事選の熱気もさめぬうちに、四月から九月に延び、そして更に九月か

ら四十八年四月へと延期され、当初の構想も縮小されるのではないかと不安さえててくる有様……。

子どもの発達は、一年遅れれば一年、半年遅れれば半年、それだけ阻害されざるをえないというのに、これは何としたことでしよう。子どもの発達への限らない願いの実現する場である学校の設置を行政の「事情」で引きのばしてよいという根拠がどこの世界にあるのでしうか。

### (5) 学校が子どもをえらぶのではなく

子どもにあった学校を !!

障害児を持つ親は、子どもが就学期が近づくと学校や、教育委員会、児童相談所などにあちこち足をばさされます。そのあげくのはては……「うちの学校では受け入れても責任が持てない」  
「他の子どもに迷惑がかかるから」などの理由で断られてしまいます。つまり、学校が子どもを選ぶわけです。又、入学試験にはパスしたのに、障害がある、体育の単位がとれないといつて断わつた高校や、大学があり、社会問題になつていることも周知のとおりです。こうした事から、うちの子は障害が重いから学校なんか行けないとあきらめきつて、子どもを家に閉じこめたままどうしようもなく困っている親があります。しかし、よく考えてみると、教育を受ける権利は、どんな子どもにもあるはずなのです。

名古屋市千種区では、人口増加に伴つて校舎建設したものの、



新一年生を収容する教室がたりなかったため、親が教育委員会のずさんな計画を強く告発していました。障害児の教育といえども、あまりにも遅れている教育行政のはなはだしい怠慢さをはつきりさせなければなりません。そしてすべての子どもがひとしく就学できゆたかな集団生活がおくれるよう教育の中味にまで立ち入って、長い見通しをたて早急に実施できるようにしていく必要があります。

京都の与謝の海養護学校では、「どんな障害の重い子にも教育の場を」というねがいを親と教師を中心に地域ぐるみでとりくんできました。教師がたりないから、教室がないから入学を拒否するのではなく、子どもがいるから、教師や教室をふやしてほしいと訴えつづけ、教育行政の姿勢と中味さえ変えていつた例があります。

このように学校は、すべての子どもたちのねがいを実現するため、子どもにあつた学校を創ることであります。そうすることがすべての子どものかぎりない発達をゆたかに保障することにほかならないのです。





## 五。二八集会の確認事項

「不就学」は、子どもの発達をはばみ、家族の生存すらおびやかします。「不就学」は憲法。教育基本法に反し、あってはならないことです。「不就学をなくす」とりくみは、科学とヒューマニズムの味方する、いわば「正義のたたかい」です。

このとりくみは、「不就学」児に焦点をあわせつつも、そのみに限定されるものではありません。すべての子どもを差別から解放し、そのしあわせをきりひらいていくとりくみです。

こう訴えはじめてから二ヶ月有余。このわたしたちの訴えは愛知県民の間に急速に浸透し、強い共感と支持がよせられてきています。わたしたちの活動は、今日の日を期して、新しい段階に入ります。

そこで、次の三項目を、本集会の名において確認します。

### 一、「パンフ」を軸に、「きずな」を力に！

愛知におけるかけがいのない子どもたちのねがいをこめて、わたしたちの運動の力で「パンフ」をつくりあげてきました。このパンフを軸に話し合い、ともにとりくむ仲間たちの「きずな」を力に、さらに大きく前進しましょう。

### 二、点から線に、線から面に、全愛知に網の目を！

それぞれの地域、地区の連絡員と支持団体を中心に、あらゆる地域に根をはろう。あらゆる職場に根をはろう。それらの根と根をつなげて、大きな渦を巻きおこそう。

すべての親と障害者、教職員と保母、学生たちが「愛知に不就学があってはならない」という点で一致して、共に手と手をにぎりあい、たくましい統一の輪を拡げていきましょう。

### 三、ひとりのなやみを、みんなのねがいに！

教育の機会をうばわれてきた子どもたち、教育のお客さんだった子どもたち、そしてすべての子どもたちの発達への悩みとねがいをほりおこしていこう。

親たちの悩みとねがいをほりおこそう。

施設や学校につとめている人たちの悩みとねがいをほりおこしていこう。

それらのねがいで、「パンフ」を作るをつくりましょう。それらをもつて、県議会に訴えていきましょう。



# 資 料

1. 愛知県、障害児の不就学をなくす会、結成大会宣言 ..... I
2. 障害者の親を中心に「愛知障害児の不就学をなくす会」結成 ..... II
3. 請願書  
不就学をなくし、すべての子どもにひとしく教育を保障することについて ..... III



地区連絡員

地区	なまえ	ところ	でんわ
北区	岩 沢 潔	北区楠町味鉢字喜ヶ坊5248 味鉢住宅C-20	
南区	南 沢 雪 子	南区三吉町3-78 みなみ診療所内	611-3261
東区	金 沢 明 二	東区鍋屋上野町半の木 大幸住宅G-32	711-4489
西区	宮 田 鈴 枝	西区春吞町4-31	521-9422
中区	鈴 木 鎌 吉	中区葛町2-35	331-2667
中川区	高 橋 登	中川区上流町2-11	353-3451
中村区	野 原 信 一	中村区小鴨町250 雄山荘8号	☎411-4636
守山区	富 田 伴 七	守山区大森西新田2019-5	798-1676
千種区	内 田 英 爾	千種区朝日が丘120 藤ヶ丘団地9の101	
昭和区	松 尾 玲 子	昭和区上山町6-23-1	832-5954
一宮地区	舟 橋 末三郎	一宮市桜木町2-7	0586-73-2280
春日井地区	平 井 紀久子	春日井市西山町1617-50	0568-82-6676
小牧地区	望 月 信 子	小牧市みどり台23号	0568-77-6727
豊田地区	石 川 金 市	豊田市広田町稲荷山48-1	☎0565- 52-1111
岡崎地区	志 賀 英 春	岡崎市六供町杉本33-8	
	天 野 清 時	岡崎市八帖町往還通163	0564-22-4517
知立地区	鈴 木 峯 保	知立市新林町茶町12-15	0566-81-3002
刈谷地区	中 島 浩 子	刈谷市今川町赤羽根5	0566-21-6311
豊橋地区	新 堂 広 志	豊橋市広小路3-4	0532-54-0470
蒲郡地区	小笠原 克 昌	蒲郡市三谷町八舗26	0533-69-3679
半田地区	鈴 木 まつ子	半田市来原町5	0569-22-0272
西加茂地区	米 沢 国 吉	西加茂郡三好町又田70-5-3	
瑞穂区	花 井 英 男	瑞穂区大喜町6-23-1	832-5387



を整備すること。

(6) 盲学校・聾学校・養護学校ならびに各種の「特殊学級」のある学校にはすべて「教育相談室」を設けて専任相談員を配置し、それぞれの地区の就学前の障害児とその家族が気軽に相談に行けるような体制を全県的に整えること。

(7) 学令前の障害幼児ならびに義務教育終了後の障害児のために、次の諸条件を整備すること。

(イ) 障害幼児の発達のために、盲学校・聾学校・養護学校ならびに障害児のための児童福祉施設に「幼稚部」を設置または拡充して、すべての希望者が入れるように、その条件を整備すること。また、一般の幼稚園や保育所にいる障害幼児のために「障害児加算」と専門職員の配置の制度を設け、その条件を整備すること。

(ロ) 後期中等教育を希望する障害児が、すべてその教育を保障されるように、養護学校に「高等部」を設置または拡充するとともに、一般の高等学校への進学にも配慮すること。

#### 支持・協力団体

( 5月10日までの )

名古屋市職員労働組合  
愛知県高等学校教職員組合  
名古屋市立高等学校教員組合  
愛知県私立学校教職員組合連合会  
全日本自治団体労働組合愛知県本部  
名古屋市立大学教職員組合  
日本社会事業職員組合愛知県支部  
愛知県障害者の生活と権利を守る懇談会  
全国障害者問題研究会愛知県支部  
保育問題研究会  
愛知県視力障害者協議会  
全国心臓病の子どもを守る会愛知県支部



には「就学猶予免除」の手続きが「行政責任」の「猶予・免除」のようになり、子どもの権利がうばわれる結果となつてしまつてゐることは、まことに遺憾なことであるといわざるをえません。私たちは、どんな障害をもとうとも、子どもはすべて「就学・学習・発達」の権利を名実ともに保障されなければならず、教育・医療・福祉を統一的に配慮した条件整備を行なうことが、国および地方自治体の責務であると考えます。

貴議会において、この点を考慮され、次の事項の実現のための手だてを講ぜられるようここにお願いいたします。

### 請 願 事 項

一 政府ならびに文部省・厚生省に対してつぎの点につき、貴議会の決議で意見書を提出していただき

(1) 障害児の不就学を名実ともになくし、すべての子どもの「就学・学習・発達」の権利が保障されるよう、「教育・医療・福祉」の行政措置はもとより財政的措置においても万全を期し、強く推進すること。

(2) 障害児のための児童福祉施設への入所時ならびに入所後の児童の就学権の保障については、これまでの厚生省と文部省の指導に適正でない点があるので、これを正すこと。

二、愛知県下の障害児の不就学が名実ともになくなるよう、当面、つぎの諸事項の実現のための手だてを講じてください。

(1) 県下のすべての不就学と不就学者の実態を調査し、就学希望者には、たとえ学令期を過ぎていても、その教育をうける機会を適正に保障すること。

(2) 県教育委員会の現行設置基準における「養護学校」や各種の「特殊学級」などの不足を、早急に解消すること。また、その際に以下の諸事項につき配慮すること。

(3) 県立のすべての盲学校・聾学校・養護学校に入学を希望する「重度・重症・重複」の障害児が入学を拒否されることなく適正な「就学・学習・発達」の権利が保障されるよう教育条件の整備・拡充をおこなうとともに、医療施設を完備させ、また介助職員などの必要な職員を配置することなど、子どもの「教育・医療・福祉」の権利が統一的に保障されるように配慮すること。また、昭和48年4月に、一宮に開校予定の養護学校は、このような「教育・医療・福祉」の条件を十分に整備し、「だれでも入れる養護学校」とすること。

(4) 精神薄弱児通園施設は、新しい「発達指導施設」（養護学校）として義務教育ならびに幼稚園教育についての「教育関係法規」で保障されている諸権利を、入所しているすべての子どもにみとめること。また「保母」はすべて「教育職」として認定すること。

(5) 児童福祉施設にいる障害児のすべてに、また病院などの医療施設に長期間にわたつて入つてゐる障害児のすべてに適正な教育の機会を保障するとともに、それぞれ医療や福祉の面でも十分な条件



昭和47年 月 日 紹介議員

## 請 願 書

不 就 学 児 を な く し 、 す べ て の 子 ど も に  
ひ と し く 教 育 を 保 障 す る こ と に つ い て

愛知県議会議員 杉 浦 喜 市 殿

愛知県障害児の不就学をなくす会

代表者 本 山 政 雄

## 請 願 の 主 旨

障害児の不就学をなくし、すべての子どもの発達がひとしく保障されるよう、その教育をうけるための条件を早急に整備されるよう請願します。

## 理 由

わが国の憲法・教育基本法は、すべての子どもがその発達に応じて「教育をうける権利」をひとしく保障しています。しかし、このための条件を整備すべき立場にある国および地方自治体はその努力を十分おこなってきたとはいいがたく、そのため、とくに障害児の就学の機会は制約され、その不就学率は長年にわたって増加傾向を示しています。そして、いまだに多くの障学児が義務教育からはずされており、とりわけ在宅障学児は「就学の機会」をうばわれることによつて、人間としての発達の場を失い、ひいてはその生存さえ危ぶまれる事態にまで直面しがちです。

これまで、不就学児の保護者に対して「就学猶予・免除」の手続きをとるよう行政指導がなされてきました。しかし、学校教育法の規定は、子どもの教育をうける権利をうばうものではなく、教育条件の不備な現状ですべての子どもの保護者に「就学させる義務」の履行をせまれば、家族の健康・生活・生存の危機的状況に陥るものも生じかねないので、これを防ぐためのものであり、それゆえに「願い出」制になつてしていると解するのが妥当です。児童福祉法も、児童福祉施設の長に対して保護者の就学義務を代行しなければならないと規定しています。

つまり、保護者からの「就学猶予・免除願」を受理するということは、国および地方自治体による親の義務代行の意志表示にほかならず、行政の責務はますます重大なものとなります。ところが現実



「特殊学級の子どもでも高校へ進学したがっている子が多いのに、その門はあまりにもせますぎる。」(教師)

「わたしは学校もどうにか出て、戦時中でしたから人手不足で仕事にもつきやつかい者あつかいされずにやつてきました。いまも教育をうけられず、なんにもできないでいる障害者をみるにつけ、いても立つてもいられない気持なんです。」(障害者)

また、大学の研究者からは「アメリカでは高校にも特殊学級がある」とか、医師からは「わたしたちは就学猶予・免除の診断書をなるべく書かないようにしている」との発言などもあつた。みんなでこの問題の解決のためにとりくむ決意のもとに請願運動にとりくもうという意志統一をして、大成総会の日をきめた。

### (三) 結成大会(3月19日・於名古屋市公会堂)

障害児教育をほんとうに障害児と親の立場にたつたものとしていきたいとねがう親たち、教師施設職員・医師や看護婦・大学の研究者・学生が130名参加。学齢期になつても「精神年齢が一歳位だから教育の対象ではない」とか「身辺処理ができなければ学校に入れない」「障害が重すぎるから施設には入れない」などと言われてきた親たち、子どもたち。

文部省統計(昭和46年度)でも愛知には1,098名もあり、全国でも東京、北海道について多いが、実際にはこの数倍はいるとも言われている。障害をもっているからこそ手厚い教育が必要であるのに、保育園や幼稚園、施設や学校から切り捨てられ、子どもは在宅のまま放置状態。そのために発達するどころか退化していくという報告も出された。

現在、就学猶予・免除の規定は行政責任の猶予・免除の役割をはたす結果になつている。この実態を明らかにし、根本的に改善し、すべての障害児がひとしく教育の機会を保障されるようにするための運動をすすめる。

請願事項は、障害児の「就学・学習・発達」の権利を教育、医療、福祉の総合的配慮のもとに保障されるように、財政的措置等をするように文部省、厚生省に県議会から意見書を提出することと、県内の障害児の教育をうける条件を整備するための具体的要求、この二本柱である。(この署名運動は一応5月末日を第一次集約日として目下とりくまれている)

この運動にとつて大きな支えとなつているのは、京都与謝の海養護学校の教育実践と京都府議会(10月)の意見書である。この運動を契機として、学校や施設の職員が<箱づくり>ばかり先行し、中味が障害児の切り捨てという愛知の実態をなんとかしよう、親たちとともに立ち上つたことの意義は大きい。更に、民主団体の支持が広くえられ、マスコミにもとりあげられ、運動の輪は広がりつつある。しかしこの運動は一回限りで終るものではない。遠いみとおしを、しつかりもつて、じつくりと腰をすえてねばり強くとりくむ必要がある。



らかです。それは、憲法を守り、平和でゆたかな暮らしをねがい、主権者国民として人間らしい生きがいを求めてきた、すべての人たちの問題であると、私たちは信じます。

「障害があるから、教育をうけなくともよい行政ではなくて、

障害があればなおのこと、発達を保障するための教育をうけられる行政を！」

「障害があろうとなかろうと、すべての子どもが、しあわせになれるような行政を！」

この言葉がうわすべりすることなく、ほんとうに実現させたいと心からねがわざるをえない私たちは、まず当面の課題として、すべての障害児がたとえどんなに重い障害をもとうとも、教育の機会をうばわれ切り捨てられることなく、「就学・学習・発達」の機会が「教育・医療・福祉」の総合的な配慮のもとで保障されるよう、広汎な愛知の人たちとともに、力強く運動を押し進めていくことを、ここに誓い、私たちの結成大会宣言とします。

1972年 3月19日

愛知県障害児の不就学をなくす会結成大会

参加者一同

資料 2

け い か

(『みんなのニュース』第1号 1972. 4. 5. より)

(一) 毎年春になると、障害児をもつ親は、子どもの教育の問題で顔をくもらせ、そのたびに白髪も増えるといわれているほどに、憂うつな季節。それというのも、障害児のための教育が、いろいろと問題をはらんでいるため。その典型的な問題が、学齢期にありながら「教育をうける権利」をうばわれてしまつている「不就学児」の存在です。行政の施策の立ち遅れと財政の貧困(この大愛知で!)のために、すなわち、あまりにも養護学校や特殊学級が少ないために、子どもと家族がそのしわよせをうけ、あとしまつをせねばならないというこの現実をいつまでも放置しておけないという声が、高まつてきました。

そしてついに、五人の不就学問題に深く悩み、たたかつてきた親が呼びかけ人となり、「末就学をなくす会」を結成しようということになりました。

(二) 「末就学をなくす会」結成準備会(3月5日・於YWCA)

参加者の親や障害者からは、当然うけられるはずの「義務教育」から切り落される子どもたちの発達の問題、親への精神的・肉体的・経済的な重すぎる負担と苦悩など、筆舌につくしがたいとの発言がつきつぎと出されました。

「障害児の教育をうける条件を整備すべき立場にありながらそれをなおざりにして行政当局のやることは、親に就学猶予・免除の願いを出させることだけです。」(親)



## 愛知県・障害児の不就学をなくす会

## 結成大会宣言

この結成大会には、「重症心身障害」「精神薄弱」「肢体不自由」「聴覚障害」「視覚障害」「自閉症」「病弱」などと呼ばれる「障害」があるということによつて、憲法や児童憲章の精神である「教育を受ける権利」「健康に育つ権利」「しあわせになる権利」がよりひどくおびやかされてきた子どもたちとその親や家族の人たちが、あつまりました。

また、長年にわたつてきびしい状況のもとでその苦難にたえ生きぬいてきた障害者の人たちも、わがことのようにかけつけました。

こうした障害児とともに生活しその発達ととりくんでいる施設の職員の人たちや障害児教育の教師たちは働く生きがいとかかわるものとして、そしてこの子たちの医療ととりくんでいる医師や看護婦の人たちも真の医療を求めつつ、あつまつてきました。

さらに、障害者の問題や教育の問題に強い関心を持ち、この子らのねがいやその親たちの苦悩と努力を知り、その要求の実現のために力をあわせていきたいと考えてきた人たちも、参加してきました。

このように広範囲にわたる人たちが、ともに一堂にあつまり、それぞれの障害のちがいをこえ、考え方や立場のちがいをこえて、「障害児の不就学をなくそう！」という一点で、一致しました。そしてみんながその実現のための運動にみずから立ちあがり手をつなぎ、ともに力をあわせていこうと、かたく決意しました。

このことは、たんに障害をもたされた子どもたちのしあわせにとつて不可欠なとりくみであるだけではありません。愛知における障害者運動にとつても、教育運動にとつても、そしてさらに愛知県政をより一層住民ひとりひとりのものとしていく上でも、まさに画期的なものです。今日のこの日は、そうした意味で愛知の歴史をいろどる日として、みんなの心に深くきざみこまれることでしょう。

ふりかえれば、障害児の歴史は暗く、うらめしい、陰惨な日々でした。差別と選別の体制のもとでいつも追い落され、放置されつづける危険におびえ、それでもなお、ただただ「おねがい」し、「申し訳ありません」と頭をさげることしか許されなかつた日々……。せめて人なみにと無理難題を承知で子どもをしかりつけながら、思わず涙がほほをつたつた日々……。それほどまでしてもなお、社会の片隅においやられてきた障害児とその家族。親なきあとの不安に、家の中の笑いは消えるような有様。。。。。

この障害児とその家族の問題は、決してひとり障害児と家族のみの問題ではないことは、あき



ぼくも  
わたしも  
学校へ行きたい  
友だちがほしい

パンフ No. 1

1972年5月21日発行

愛知県障害児の不就学をなくす会

(代表者 本山 政雄)

事務局

名古屋市千種区不老町

名古屋大学教育学部 教育行政及び制度研究室気付

〒464 TEL 781-5111 内線 2281

連絡先

名古屋市中川区上流町2の11 高橋 登

TEL 353-3451